

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	中曽根 弘文（自民）	江島 潔（自民）	大野 元裕（民主）
	井原 巧（自民）	谷合 正明（公明）	仁比 聡平（共産）
	猪口 邦子（自民）	杉尾 秀哉（立憲）	(30.12.6 現在)

（１）活動概観

10月24日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、欠員中の1名分を併せ、新たに2名の委員が選任された。同日、選任された2名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

〔調査の経過〕

今国会においては、平成29年年次報告

書（調査及び審査の経過及び結果に関する報告書（対象期間は平成29年5月1日から平成30年11月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

12月6日、平成29年年次報告書を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、12月10日の本会議で会長が報告した。

（２）審査会経過

○平成30年12月6日（木）（第1回）

- 年次報告書に関する件及び調査及び審査の報告に関する件について議員その他の者の傍聴を許すものとするに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する平成29年年次報告書を提出することを決定した。

- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。
- 参議院情報監視審査会に係る入退室管理システムの運用に関する件の一部を改正する件を決定した。

（３）審査会報告要旨

平成29年年次報告

【要 旨】

本審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するものであり、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとなっている。今般、その報告書を取りまとめ、12月6日、議長に提出した。本報告書の対象期間は平成29年5月1日から平成30年11月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣（以下「特定秘密保護制度担当大臣」という。）から、平成29年5月に政府が国会に提出した年次報告の概要説明を聴取し質疑を行った。

サードパーティールールの適用がある特定秘密を国会が提供を求めた場合の政府の対応について、公開の審査会を2回（平成30年2月及び4月）開会し、会長が本審査会を代表して、特定秘密保護制度担当大臣に対し質疑を行った。

内閣官房から、政府の年次報告についての補足説明及び平成28年末時点で適性評価のみを実施した12の行政機関における適性評価の実施の状況の説明を聴取し質疑を行うとともに、本審査会の平成27年年次報告書及び平成28年年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応について説明を聴取し質疑を行った。

また、内閣府独立公文書管理監から、平成29年5月に内閣総理大臣に報告し公表した同管理監等がとった措置の概要について説明を聴取し質疑を行った。

さらに、平成28年末時点で特定秘密を指定している11の行政機関から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取した後、本審査会が抽出した64件の特定秘密については、その指定を行った9の行政機関から各特定秘密の概要及び指定の理由等に係る説明を聴取し質疑を行った。

2 主要改善・指摘事項の概要

ア 以下の3点については、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える。

- ① 他の行政機関から提供を受けた特定秘密については、その指定の内容の整合性に関して関係行政機関間で十分な確認を行うこと。
- ② 特定秘密文書の他の行政機関等への提供については、その提供状況を的確に把握し記録するとともに、本審査会への丁寧な説明に努めること。
- ③ 行政機関において特定秘密を取り扱う職員を決定する際には、特定秘密の取扱いが真に必要な職員により行われるよう徹底すること。

イ 特定秘密としての性格を失わせる情報の編集又は加工の方法の明確化、特定秘密指定書等の内容及び記載の明確化、適性評価のみを行う行政機関を限定することの徹底、実質的に情報の対象期間のみが異なる複数の特定秘密における特定秘密指定書等の整合性の確保、サードパーティールールの適用がある特定秘密の国会への提供等の在り方、内閣府独立公文書管理監の検証・監察の在り方については、政府において適切に対応することが必要と考える。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかった。